

第 11 次

岐阜市交通安全計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

令和 3 年 10 月

岐阜市交通安全対策会議

ま え が き

交通安全対策全般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和45年6月に制定された「交通安全対策基本法」（昭和45年法律第110号）に基づき、本市では昭和46年以降、10次にわたる「岐阜市交通安全計画」を作成するとともに、それに基づいた、さまざまな交通安全対策を、関係機関、団体等と一体となって進めてまいりました。

その結果、市内の交通事故による死者数は、直近のピークであった平成14年に44人を記録して以降、令和2年は6人と劇的に減少しました。また死傷者数につきましても、平成13年は5,418人でしたが、令和2年は1,033人と、こちらも大きく減少しております。

本市では、令和3年2月26日に、半年間交通死亡事故0を達成し、岐阜県警察本部長より感謝状の贈呈を受けたところです。これら交通事故の減少は、関係機関・団体の皆様はじめ、市民の皆様一人ひとりの意識と取り組みの成果であると考えております。

しかしながら、令和2年中における県内の交通事故多発場所上位10か所のうち、6か所が市内の交差点で占められている等、いまだ交通事故が無くなったわけではありません。歩行者や自転車といった、いわゆる「交通弱者」が交通事故の被害者になる場合や、高齢化社会のさらなる進展にともない、高齢者が交通事故の被害者にも、加害者にもなってしまう場合も考えられます。

第11次岐阜市交通安全計画は、このような観点を踏まえ、本市における令和3年度から7年度までの5年間にわたる交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、安全で安心して暮らせるまちを実現するための計画であります。

この交通安全計画では、交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する数値目標と施策を具体的に定め、市民一人ひとりの参加のもとに、交通安全を強力に推進するものとします。

令和3年10月

岐阜市交通安全対策会議 会長

岐阜市長 柴橋 正直

目 次

計画の基本的考え方	1
-----------	---

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通の安全についての現状と今後の見通し

1 道路交通事故等の現状と見通し	5
(1) 道路交通事故の現状	5
(2) 道路交通事故の見通し	5
2 道路交通安全対策を進める視点	6
(1) 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象	6
(2) 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	7

第2節 交通安全施策

1 道路交通環境の整備	8
(1) 生活道路等における人優先の安全で安心な歩行空間の整備	8
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	9
(3) 交通安全施設等整備事業の推進	9
(4) 歩行者空間のバリアフリー化	10
(5) 無電柱化の推進	10
(6) 自転車利用環境の総合的整備	10
(7) モビリティ・マネジメントの推進	11
(8) 災害に備えた道路交通環境の整備	11
(9) 総合的な駐車対策の推進	12
(10) 道路の使用及び占用の適正化	12
2 交通安全思想の普及徹底	14
(1) ライフステージに応じた体系的な交通安全教育の推進	14
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	18
(3) 市民の参加・協働の推進	21

3	安全運転の確保	22
4	道路交通秩序の維持	22
5	救助・救急活動の充実	22
	(1) 救助・救急体制の整備	23
	(2) 救急関係機関の協力関係の確保	24
6	被害者支援の推進	24
第2章 踏切道における交通の安全		
第1節 踏切事故の現状と交通安全対策の今後の方向		
25		
第2節 今後の施策		
1	踏切道の立体交差化、構造改良の促進	25
2	踏切道の統廃合の促進	25
3	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	25
第11次岐阜市交通安全計画体系図		
26		
岐阜市交通安全対策会議委員一覧		
27		

※本文中のグラフは特記を除き岐阜県警察本部発表の数値をグラフ化したものである。

(本計画における用語の意味)

死者…交通事故の発生から24時間以内に死亡したものをいう。

高齢者…65歳以上のものをいう。

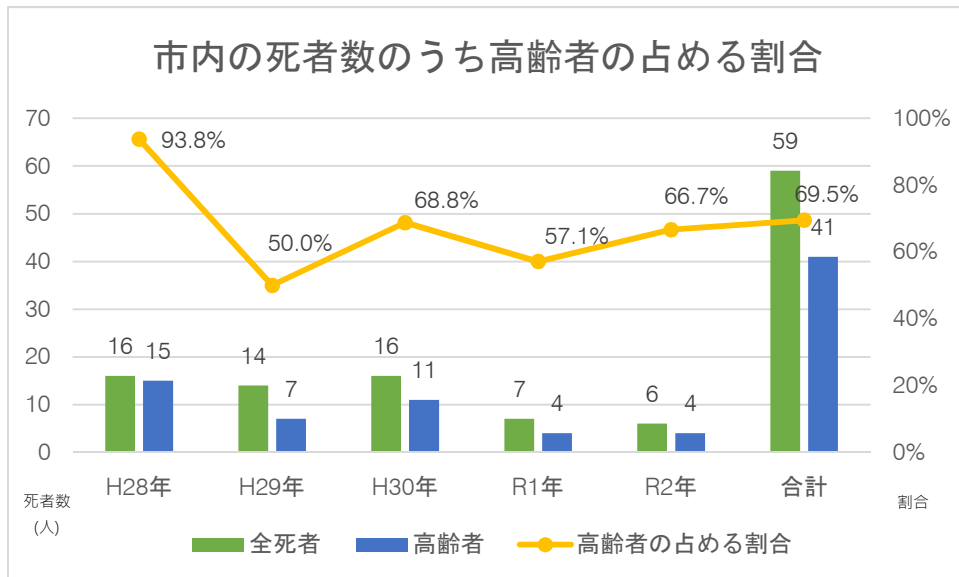
夜間…日没から日の出までをいう。

計画の基本的考え方

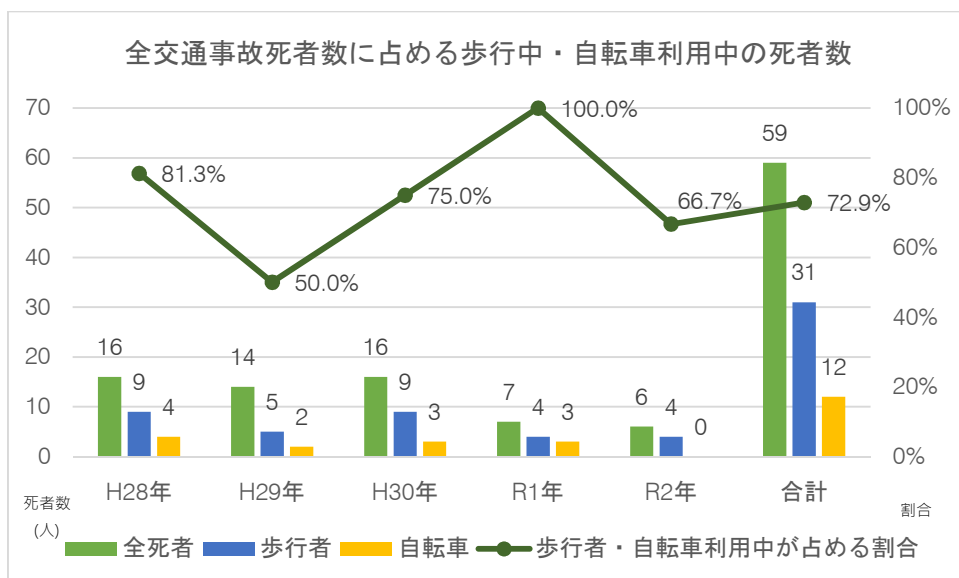
『交通事故のない岐阜市を目指して』

1 第10次岐阜市交通安全計画（平成28年度～令和2年度）からの課題について

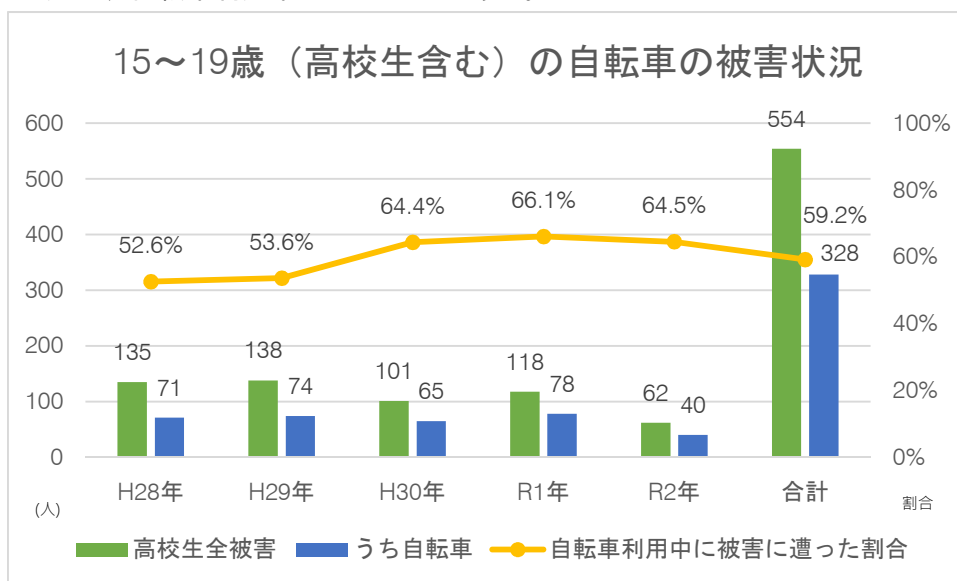
◆5年間の全死者数59人中、高齢者が41人（69.5%）を占めている。



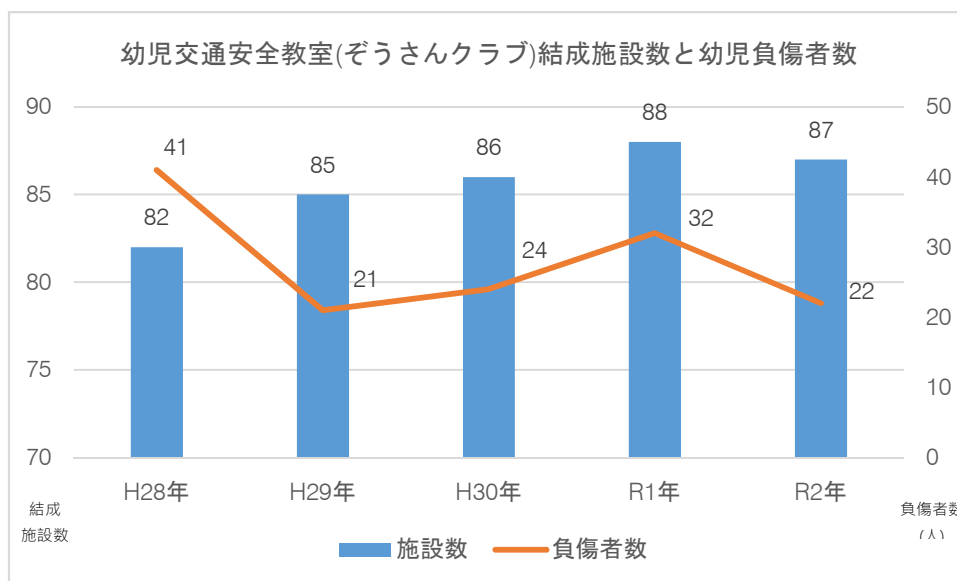
◆5年間の全死者数59人中、歩行者が31人、自転車利用者が12人の、合計43人（72.9%）を占めている。



◆5年間の15～19歳（高校生含む）による交通事故の被害者（死傷者）554人中328人（59.2%）が、自転車利用中によるものである。



◆生涯にわたる交通安全の基礎づくりとして、幼児期における交通安全教育が重要である。



※結成施設数は防犯・交通安全課集計

2 第 11 次岐阜市交通安全計画の考え方について

(1) 計画の趣旨

交通事故のない岐阜市を目指して、多様な主体による交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するための施策の大綱

(2) 計画の位置づけ

- ① 交通安全対策基本法（昭和 45 年制定）第 26 条第 1 項の規定に基づき、岐阜市域の交通安全計画を策定する。
- ② 次世代を担う子どもたちの命や安全を守る「安全・安心なまち」を実現するための計画

(3) 計画の期間

令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年間

(4) 理念

- ① 交通事故のない安全で安心して暮らせる岐阜市の実現
- ② 人命尊重、人優先の交通安全思想の普及徹底

(5) 第 11 次岐阜市交通安全計画の推進体制について

本計画に基づく交通安全対策を推進するため、『岐阜市交通安全推進協議会』を開催し、下記の項目について、協議・検討を行う。

- ① 交通事情の把握及び交通安全対策のための関係機関、団体等との連絡・調整
- ② 交通安全思想の普及の徹底
- ③ 道路交通環境の整備の促進
- ④ その他交通安全対策に必要な事項

3 第 11 次岐阜市交通安全計画における目標

第 10 次岐阜市交通安全計画（平成 28 年度～令和 2 年度）では、「令和 2 年までに年間の交通事故死者数を 14 人以下、交通事故死傷者数を 2,000 人以下」としたところ、交通事故死者数については、令和元年と令和 2 年に目標達成した。

交通事故死傷者数については、平成 29 年から令和 2 年にかけて目標を達成することができ、特に、令和 2 年に至っては、目標の約半数となった。

交通事故のない岐阜市を実現するため、本計画では、前回の計画における数値目標からさらに高い目標を掲げ、令和7年までに死者数を年5人以下に、死傷者数を年800人以下とすることを目指す。

【数値目標】

交通事故死者数	年	5人以下
交通事故死傷者数	年	800人以下

(参考)

第10次交通安全計画における数値目標

交通事故死者数 年 14人以下

交通事故死傷者数 年 2,000人以下

第1章 道路交通の安全

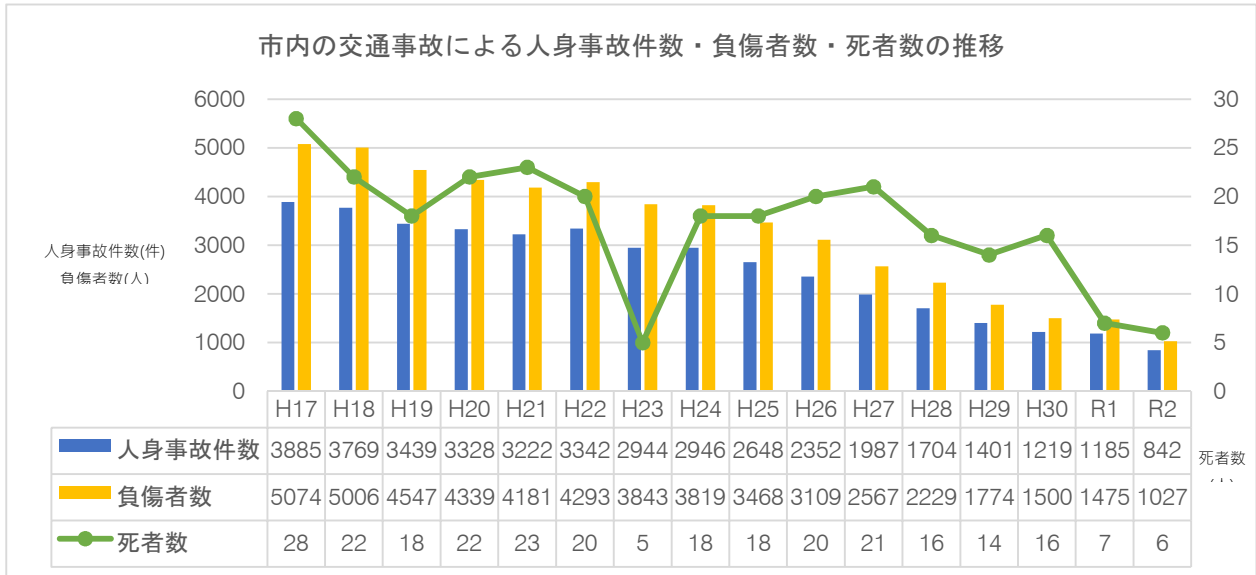
第1節 道路交通の安全についての現状と今後の見通し

1 道路交通事故等の現状と見通し

(1) 道路交通事故の現状

市内の交通事故における死者数は、ここ10年間で多少の増減はあるものの、減少傾向にある。

人身事故件数、負傷者数に至っては、ともに年々減少し、人身事故件数のピークが平成12年に4,087件、負傷者数のピークが平成13年に5,388人となって以降、令和2年は統計を取り始めて過去最少となった。



(2) 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は、日々の道路状況や市民の生活様式だけでなく、昨今頻発する異常気象等の自然災害、新型コロナウイルス感染症の直接・間接的な影響等、さまざまな社会的事象から影響を受け、刻々と変化しており、正確に見極めるのは難しいところである。

しかしながら、近年、高齢運転者が引き起こす交通死亡事故が社会問題化しているように、高齢化社会の一層の進展に伴い、今後もこのような高齢者が被害者だけでなく、加害者にもなる交通事故の増加が見込まれる。子どもや高齢者といった交通弱者の安全確保のみならず、高齢者を含めた運転者への啓発等、総合的な対策が求められる。

2 道路交通安全対策を進める視点

(1) 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

ア 子ども・高齢者・障がいのある人の安全確保

とりわけ子どもの交通安全の確保は、「こどもファースト」を推進する本市にとって、最優先に取り組むべき課題である。子どもやその保護者、地域が安心して暮らすことができる岐阜市の実現には、道路施設や交通安全教育施設の拡充のみならず、交通安全教室等を通じた、きめ細かな交通安全教育の充実が求められる。

また、今後さらに進展する高齢化社会に向け、高齢者を交通事故の被害者にも、加害者にもさせない社会の実現が重要となる。

高齢者が被害者となる交通事故は、全死亡事故のうち、依然として高い割合を占めているほか、高齢運転者による交通事故が近年社会問題化しており、一層の対策が求められる。

さらに、障がいがある人を含め、多様な人々が安心して暮らすことができる岐阜市を目指すため、道路施設のバリアフリー化のさらなる促進や、自動車運転者に対し、常に交通弱者を守る運転をするよう啓発する等、ハード・ソフト両面の対策を講じていくことが求められている。

イ 歩行者・自転車の安全確保

歩行者や自転車等、いわゆる「交通弱者」が被害となる交通事故が後を絶たない。

歩行者等が優先されるべき横断歩道上において、交通弱者が被害者となるのを防ぐため、「横断歩道は歩行者最優先」を運転者に積極的に周知するほか、運転者側の過失のみならず、歩行者や自転車利用者のルール違反に起因する交通事故も目立つことから、歩行者や自転車利用者に対する交通ルールやマナーを向上させる交通安全教育や、啓発活動の充実を図る必要がある。

ウ 生活道路における安全確保

生活道路においては、歩行者や自転車利用者が被害者となる事故が高い水準にあることから、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、生活道路における交通指導取締りの強化、安全な走行の普及等の対策を講じることが必要である。

そのため、地域住民の合意形成や主体的な参加、取組が必要である。

エ 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶

悪質で危険な犯罪であり、絶対に許されない行為である飲酒運転や、近年社会問題化している妨害運転（あおり運転）等について、重大事故になりかねない危険性を十分に周知し、「悪質運転を許さないまち」を目指す。

(2) 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

ア 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進

これまで、総合的な交通安全対策の実施や、道路改良等のハード面の整備、または自動車の交通安全技術の進歩により、交通事故を大幅に減少させることができてきているものの、依然として歩行者や自転車、高齢者が被害にあう等、課題となる交通事故のケースが目立っている。このような事例に対し、これまでの対策では抑止が困難な交通事故については、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細やかな対策を、ハード、ソフトの両面にて効果的かつ効率的に実施していくことで、当該交通事故のさらなる減少を図っていく。

イ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

地域における安全で安心な交通社会を形成することが、行政と住民における共通課題であることを認識してもらい、これまで以上に課題解決に向けた意識を醸成していく。

また、地域の実情を踏まえ、行政、関係各団体、住民等の協働により交通安全を推進する。

ウ 先進技術の導入と周知

テクノロジーの進歩により、衝突被害軽減ブレーキ等が搭載された車の普及や、車の自動運転といった、これまでにない交通安全を推進するシステムが、実用化の段階に至っている。ただし、その前提として、技術の安全の確保のみならず、市民がその技術を十分に理解し、受け入れる機運を醸成する必要があるため、あらゆる機会を通じて情報を周知する。

また、今後進展する高齢化社会の中で、これまでにない新しいタイプのパーソナルモビリティ（いわゆるシニアカー等）のあり方について、安全性の担保方策や、既存の交通ルールとの関わり方について議論をする必要がある。

第2節 交通安全施策

1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでににおいても警察や道路管理者、あるいは各関係機関が連携することにより、既設の道路や設備の改良のほか、ゾーン30の設定といった対策によって、一定の交通事故抑止効果を挙げているところである。引き続き、事故要因や有効な対策についてさらなる分析・検討を行った上で、地域の実情を踏まえつつ、効果的・効率的な対策を推進する。

また、車中心の対策をさらに発展させるだけでなく、子どもを交通事故から守り、高齢者や障がいのある人が安全で安心して通行できる道路空間を確保するため、ハード・ソフト両面から**人優先の道路交通環境の整備**をさらに推進していく。

(1) 生活道路等における人優先の安全で安心な歩行空間の整備

歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえない。このため、身近な生活道路において歩道の整備を進める等、「人」の視点に立った交通安全対策を推進する。

《人の視点に立った交通安全対策》

- 生活道路における交通安全対策の推進
 - ・通過交通の排除や車両速度抑制等による、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保
- 通学路等の歩道整備等の推進
 - ・通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保
- 高齢者、障がいのある人等の安全に資する歩行空間等の整備
 - ・幅の広い歩道や段差の解消の整備等、バリアフリー化の促進

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全については、事故の危険性が高い特定の区間を選定し、事故要因に即した効果的かつ効率的な対策を実施する。また、高規格幹線道路から居住地域内道路に至る道路の体系的整備を推進する。

《交通安全対策の推進》

- 事故危険箇所においては歩道等の整備、交差点改良、区画線等の整備、道路照明設置等の対策を推進
- 国・県・警察・市との密接な連携のもとの確な事故防止対策を実施
- 歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る
- 居住地域内や歩行者等の通行の多い地域内においては通過交通をできる限り幹線道路に転換させる
- 交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るための交差点改良
- 駅周辺地区等では人と車の交通を体系的に分離
- 歴史的環境の残る地域では地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離

(3) 交通安全施設等整備事業の推進

特に交通の安全を確保する必要がある道路について、交通事故発生状況等を勘察し、総合的かつ計画的な交通安全施設の整備推進を図る。

ア 歩行者等・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路においては人優先の考えの下、「ゾーン 30」等の車両速度の抑制等総合的な対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路の安全対策を推進する。また、自転車走行環境の整備、無電柱化の推進等により歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

イ 交通事故多発地点の重点的整備

事故発生割合の大きい区間において、交差点改良等の重点的な交通事故対策を実施する。

ウ 市民との協働による安全な道路環境の整備

安全な道路交通環境の整備にあたっては、道路を利用する視点を生かすことが重要であることから、道路利用者が日常的に感じている意見について、様々な機会を通じて聴取し、道路交通環境の整備に反映する。

エ 通学路の安全確保に関する取組

平成 24 年から、各小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、対策を講じてきた。

しかし、子どもたちを取り巻く道路環境は日々変化していくため、引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行う必要があると考え、関係機関の連携体制を構築し、「岐阜市通学路交通安全プログラム」を策定した。これに基づき、児童生徒が安全に通学できるように、市内の小学校を 3 つのグループに分け、それぞれ 3 年に 1 回、合同点検を実施している。

(4) 歩行者空間のバリアフリー化

高齢者や障がいのある人等を含めてすべての人が活動できる社会を実現するため、バリアフリー化をはじめとする安全で安心な歩行空間を整備する。

(5) 無電柱化の推進

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、また道路の防災性の向上、良好な景観の形成等の観点から無電柱化を推進し、安全で快適な通行空間を確保する。

(6) 自転車利用環境の総合的整備

ア 自転車走行環境の整備

歩行者と自転車の事故を減らすため、道路状況に合わせてそれらの適切な分離を図り、自転車道や自転車専用通行帯等の整備により、安全で快適な自転車利用環境を創出する。

イ 自転車の安全性の確保

自転車利用者に対し、乗車中の事故防止を図るため、定期的な点検整備や正しい乗り方、自転車の点検整備等に関する指導及び万一の交通事故の際における、被害者の救済に資することを目的とする**保険加入の促進**に努める。

《自転車の安全性の確保》

- 定期的な点検整備の確保
- 年代に応じた自転車利用者への指導



(青)



(赤)

TS マーク

《自転車事故に備えた主な保険の種類》

対 象 種 類	事故の相手方		自 分	取扱先
	生 命 ・ 身 体	財 産	生 命 ・ 身 体	
TSマーク 付帯保険	○	×	○	自転車 整備店
個人賠償 責任保険	○	○	×	損害保険 各 社
傷害保険	×	×	○	傷害保険 各 社

※上記の表は基本的な補償内容をまとめたものであり、各保険の契約内容等により補償内容は異なる場合があります。

ウ 自転車駐車場の整備

放置自転車対策として鉄道の駅周辺等、自転車の駐車需要の多い地域を中心に、自転車駐車場等の整備を進めるとともに、施設管理者による整備を支援する。

エ 放置自転車対策

高齢者、障がいのある人等の移動を円滑にするため、放置自転車等の整理・撤去、広報啓発活動を通じた違法駐車を防止するための対策を進めるとともに取締りを強化する。

(7) モビリティ・マネジメントの推進

本市では、交通手段を過度に自動車に依存する状態から、公共交通や徒歩、自転車等多様な交通手段を適度に利用する方向へと自発的に転換していくことを促すため、学校、地域等においてモビリティ・マネジメント※を実施する。

併せて、公共交通の利用促進に資する公共交通マップや交通行動転換促進冊子の作成・配布、バス優先レーンの遵守啓発活動、岐阜市職員の自動車通勤を自粛する「岐阜市職員スマートエコ通勤運動」等の取り組みも進める。

※一人ひとりの移動について、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通施策

(8) 災害に備えた道路交通環境の整備

地震・豪雨等による災害が発生した場合においても、安全で円滑な道路交通の確保を図る。具体的には、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策等の推進や、災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備の推進を図る。

(9) 総合的な駐車対策の推進

車社会における運転者のモラルの低下に起因する違法駐車は、交通渋滞、歩行者空間の阻害、交通事故の発生等さまざまな問題を引き起こしている。

車や人のスムーズな流れを確保し、交通事故を防止するための道路機能を維持するため、総合的な駐車対策を推進する。

ア 駐車場等の整備

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、以下の施策により駐車場の整備と有効利用を推進する。

《駐車場の整備促進》

- 一定規模以上の建築物に対し敷地内に駐車場の整備を義務付ける「岐阜市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和47年条例第16号）」に基づき整備の促進を図る
- 都市機能の維持・増進を図るべき地域において、駐車場の整備を推進する

イ 違法駐車防止対策

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行う。

また、関係機関・団体との密接な連携を図り、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

ウ 貨物車両に対する駐車規制緩和の周知

インターネット通販の利用拡大等を背景に増加する貨物車に対し、駐車規制の見直しがなされ、令和2年には、JR岐阜駅西に貨物車両の駐車規制が緩和された箇所が設置された。

今後も貨物車の利用は増加することが見込まれるため、その動向を見据え市民に周知を図る。



▽ 駐車規制緩和箇所（橋本町地区）

(10) 道路の使用及び占用の適正化

道路の使用及び占用による工作物の設置や、道路工事にともなう交通事故や渋滞防止のため、許可条件の履行や占用物件等の維持管理の適正化について指導し、安全かつ円滑な交通を確保する。

ア 道路の使用及び占用の適正化

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行う。また、道路の掘り返しを伴う占用工事等については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故や渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

イ 子どもの遊び場等の確保

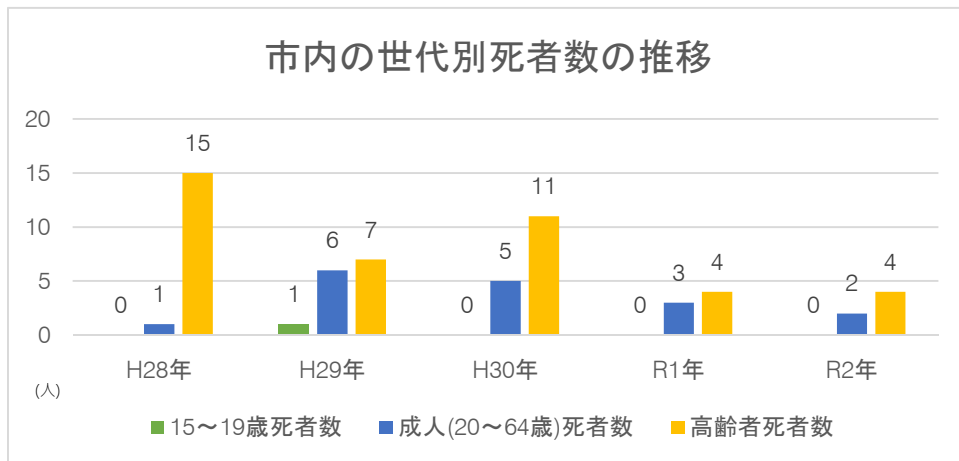
子どもの遊び場不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、快適な都市環境のある住みやすいまちを実現するため、「岐阜市緑の基本計画」等に基づき、都市公園の整備および適切な維持管理を推進する。

2 交通安全思想の普及徹底

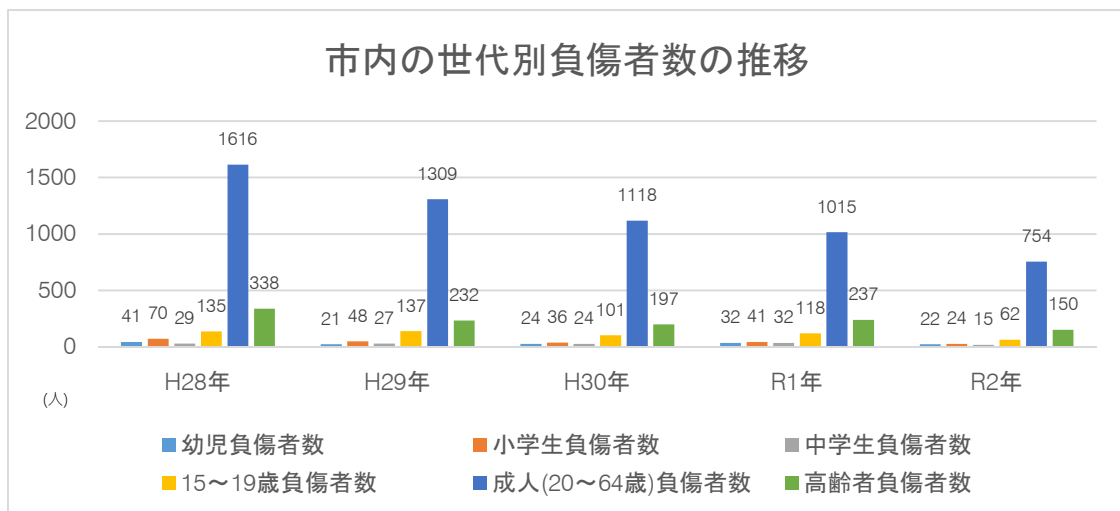
交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めるだけでなく、相手の立場を思いやることのできる、良き社会人を育成する上で重要な意義を有している。そのためには、**心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を徹底するとともに、生涯にわたって交通安全を意識**できるよう、市民一人ひとりの意識の改革を促し、人優先の交通安全思想の下、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人市民すべてに対する思いやりの心を育むことが重要である。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れるだけでなく、ウェブサイトや動画といった媒体も活用しながら、必要な情報をわかりやすく提供し、関係機関や各家庭が連携して、地域ぐるみの活動を推進することが重要である。

(1) ライフステージに応じた体系的な交通安全教育の推進



（注）R2は推定。小中学生の死者はない。



ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な知識と技能を習得させることを目標とする。

保育所（園）・幼稚園・認定こども園等の各施設における生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進する。また、関係機関等と協力し、幼児の心身の発達や地域の実情を踏まえた幅広い教材・情報等の提供を行い、各施設において行われる交通安全教育の支援を実施するとともに、家庭においても適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全教育の機会も設けていく。

- ・防犯・交通指導員による保育所（園）・幼稚園・認定こども園等における交通安全教室の実施の推進
- ・幼児交通安全クラブ（ぞうさんクラブ）活動の充実と、保護者への交通安全指導

イ 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達に応じて、歩行者及び自転車利用者として必要な知識と技能を習得させるとともに、安全に道路を通行するために、**道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めること**を目標とする。

小学校においては、関係機関・団体・学校等と連携・協力を図りながら、

- ・歩行者としての心得、自転車の安全な利用と点検・整備
- ・乗り物の安全な利用と自動車の機能（特にシートベルトの重要性）
- ・危険の予測と回避

について、重点的に交通安全教育を実施する。

ウ 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、歩行者としての交通安全に必要な事柄、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は思いやりを持って、**自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすること**を目標とする。

中学校においては、関係機関・団体・学校等と連携・協力を図りながら、

- ・歩行者としての心得、自転車の安全な利用と点検整備
- ・自動車等の特性（特にシートベルトの重要性）
- ・危険の予測と回避、標識等の意味等

について重点的に交通安全教育を実施する。

エ 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、小中学校に比べ、通学時等に長距離の自転車利用の機会が見込まれることから、日常生活における交通安全に必要な事柄の他、自転車の安全利用の啓発に重点的に取り組む必要がある。交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重する等、責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、関係機関・団体・学校等と連携・協力を図りながら、

- ・ **自転車安全利用推進校事業による、通学や日常における自転車の安全利用の啓発強化**
- ・ **自動二輪車・自動車の特性**
- ・ **交通事故と防止対策等**

について重点的に交通安全教育を実施する。

オ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、市民自ら学習することが基本であり、自動車や自転車等の安全運転の確保の観点から、免許証取得時及び取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実を図る。

免許証取得後の運転者教育は、

- ・ **運転者としての社会的責任**
- ・ **安全運転に必要な技能及び技術**
- ・ **子どもや高齢者等の交通弱者を守る交通安全意識、交通マナーの向上等**

について、関係機関や事業所等と連携し学習の機会等の提供や支援をする。

また、関係機関・団体と連携し、**飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶**に向けた交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。

カ 高齢者に対する交通安全教育

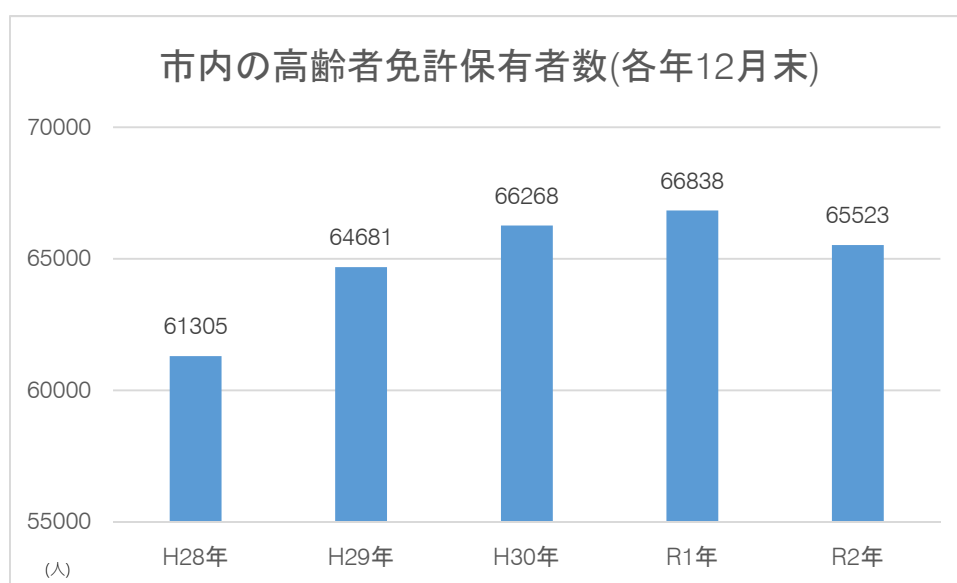
高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が、交通行動に及ぼす影響を、高齢者自身が理解するとともに、安全に道路を通行するために必要な実践的的技能及び交通ルール等の知識を習得することや、高齢者自身が交通事故の加害者にならないために、

- ・ **関係機関・団体等と連携して、高齢者の参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催**
- ・ **各種の催し等の多様な機会を活用し、高齢者出前講座等の交通安全教育を実施**
- ・ **「ICカード乗車券」または「高齢者おでかけバスカードへのチャージ」を本市より進呈することによる、運転免許証の自主返納を促進**
- ・ **新しい安全運転技術が搭載された車（いわゆるサポカー等）の普及啓発**

- ・ 独居等により交通安全教育を受ける機会の乏しい高齢者を中心に、世帯訪問による個別交通安全指導の実施
- ・ 高齢者の交通事故実態に応じた交通安全教育
- ・ 「高齢者交通安全大学校」における交通安全講習の受講奨励

を重点的に実施し、高齢者の安全が地域ぐるみで確保されるよう努める。

また、高齢化の更なる進展に的確に対応し、高齢者が安全かつ安心して外出できる交通社会を形成するためには、高齢者自身の交通安全意識を向上させることはもとより、他の世代においても、高齢者の保護や配慮をする意識を高めていくことが重要である。



キ 障がいのある人に対する交通安全教育

障がいのある人に対する交通安全教育は、特別支援学校・学級等への巡回指導や、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの種別に応じたきめ細かい交通安全教育を推進する。

ク 外国人市民に対する交通安全教育

外国人市民に対する交通安全教育は、我が国の交通ルールに関する知識の普及を目的として推進する。最近の国際化の進展を踏まえ、教材の多言語化を図り、母国との交通ルールの違いや、交通安全に対する考え方の違いを理解することを目標とし、警察等と連携して効果的な交通安全教育に努める。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するため、岐阜市交通安全推進協議会の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開し周知する。交通安全運動の重点としては、子どもと高齢者の交通事故防止、全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、自転車の安全利用の促進等、交通事情に即して定める。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況のみならず、ポストコロナ社会においても、その社会情勢を適切に見極め、交通安全運動が時勢にふさわしい活動内容となるよう努める。

《交通安全運動の重点目標》

- 高齢者の交通事故防止
- 子どもの交通事故防止
- 全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

《年間の交通安全運動の推進》

- 春の全国交通安全運動 (4月)
- 夏の交通安全県民運動 (7月)

《交通安全月間等》

名 称	期 間
自転車の安全利用推進月間	5月
シートベルト・チャイルドシート着用強調月間	6月・10月
トワイライト・オン（早めのライト点灯）キャンペーン	9月21日～12月31日

イ 横断歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道における交通死亡事故では、自動車の減速や、一時停止が不十分なものが多いため、運転者に対し、**横断歩道における歩行者優先義務**を再認識させるよう啓発活動を行なう。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機があるところでは、その表示に従って横断する等、交通ルールの周知を図り、道路横断時の安全確認を確実に行うよう交通安全教育を推進する。

ウ 自転車の安全利用の推進

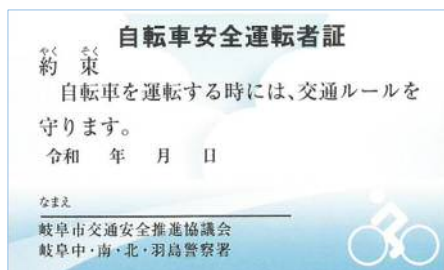
「自転車安全利用五則」をはじめとした、**自転車利用時のルール・マナーの啓発活動等を積極的に推進**する。

自転車は本来車両であること、道路通行時は車両としてのルールを遵守し歩行者や他の車両に配慮した通行をすること等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を「自転車安全運転者証」交付事業等を通して図る。自転車は、加害者となる側面も有しており、賠償責任保険に加入する等十分な自覚・責任が求められることへの意識啓発を図る。

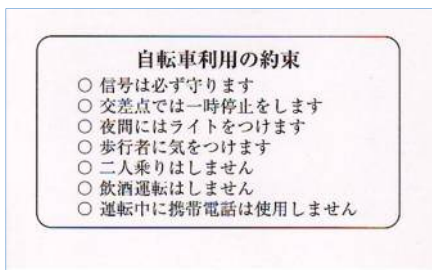
また、自転車が主要な移動手段である中高生に対しては、自転車の利用時のマナー向上と、法令遵守意識の大切さを学ぶ教育を推進する。

《自転車安全利用五則》

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



(正面)



(裏面)

【自転車安全運転者証】

(自転車貼付タイプ)

《自転車安全利用の重点目標》

- 自転車の正しい乗り方の徹底
- 自転車のライト点灯、反射材用品の取り付けを促進
- 安全性に優れた幼児一人用垂直自転車¹の普及の促進

エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法についての理解を求め、後部座席を含め全ての座席において正しい着用の徹底を図る。

このため、関係機関・団体等と協力を図りながら、あらゆる機会を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

オ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。特に、チャイルドシートの着用率が下がる年中・年長児の保護者に対し、その取組みを強化する。

カ 反射材用品等の普及促進

夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及について以下のことを重点として促進する。

- ・街頭啓発活動や各種広報媒体を活用し積極的に啓発を推進する
- ・反射材の視認効果、明るい服装等の着用効果に関する広報啓発を実施する
- ・関係機関・団体と連携し、参加・体験・実践型の交通安全講座を開催し、反射材の普及を促進する

キ 飲酒運転や妨害運転等の危険運転の根絶

ひとたび発生すれば大事故につながるものの、いまだになくなることのない飲酒運転や、善良なドライバーや歩行者を危険にさらす妨害運転といった危険運転について、広くその危険性を周知し、「飲酒運転や妨害運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立を図り、これらの根絶を図る。

ク 効果的な広報の推進

広報ぎふ、ラジオ、ウェブサイトのみならず、近年幅広く普及している SNS や動画

サイト等の広報媒体を活用して、訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施し、実効性のある広報を行う。

また、四季の交通安全運動や、各種の強化月間の周知により、高齢者の交通事故防止、全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。

さらに、交通死亡事故が多発した際、交通死亡事故多発警報・注意報を発令する。

ケ その他の交通安全普及啓発活動の推進

(ア) 高齢者の交通事故防止に関する意識を高めるため、高齢者に対して高齢運転者標識（高齢者マーク）の標示の促進を図り、他の年齢層に対しても、そのマークを付けた自動車への保護意識の向上を図る。



【高齢運転者標識】

(イ) 障がいのある人の安全に配慮した交通環境となるよう、障がいのある人に関するマークの正しい理解と障がいのある人への配慮と保護意識の向上を促進する。



【白仕障がい者標識】

【聴覚障害者標識】

(ウ) 薄暮時間帯から夜間にかけて重大事故が発生する傾向があることから、季節や気象状況に応じた早めのヘッドライト点灯や、対向車がない状況におけるハイビームの使用、歩行者や自転車利用者にとっては反射材の着用を推進する。

(エ) 衝突被害軽減ブレーキや、自動運転といった先進の安全運転技術について、運転者がその性能を過信することなく、正しくその有効性を理解して運転するよう、適切な情報発信に努める。

(3) 市民の参加・協働の推進

交通安全は、市民の安全意識により支えられていることから、市民自らの意識改革を進めることが重要である。そのため、行政、民間団体、企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの地域の実状に即した身近な活動の中で、市民の参加・協働を積極的に進める。

具体的には、市民や道路利用者からさまざまなニーズや意見を幅広く聴き、市民が積極的に参加できるような取り組みを進める。

【市民の参加・協働について】

	交通事故を起こさないために参加・協働できること（例）
歩行者	交通ルールの遵守、周囲に対して注意力を高める
自転車利用者	車両としてのルールの遵守、自転車の定期的な点検、TSマーク付帯保険や個人賠償責任保険等への加入
自動車運転者	法令遵守、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用、飲酒運転や妨害運転をしない・させない、社会的責任の自覚、違法駐車をなくす取り組み
団体	交通安全運動の展開、交通安全講座への出席
住民	日常的に感じている危険箇所の情報提供、危険行動を見かけた時の積極的な声掛け等
事業所	安全運転管理者等による安全運転指導、朝礼等において交通安全意識の高揚を醸成、自動車等の日常的点検

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育の充実に図る。

また、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等、交通に関する総合的な情報提供の充実に図る。

4 道路交通秩序の維持

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全市的な広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また地域における暴走族追放気運を高揚させるため、学校や家庭等において、青少年に対し、暴走族等に参加しないよう適切な指導等を促進するとともに暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、企業、関係団体に対する指導を行い、地域ぐるみで暴走行為等ができない環境づくりを積極的に推進する。

5 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限にとどめるため、また、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関と緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。特に、負傷者の救

命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救命処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備や事故現場に居合わせた人による応急手当の普及等を推進する。

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に即応するため、救助体制を整備・拡充し、救助活動の高度化を図る。

イ 多数負傷者発生時における救助・救急体制の充実

多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の整備、対応訓練の実施を推進するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携を強化し、救助・救急体制の充実を図る。

ウ 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、普及啓発活動を推進する。

このため、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて普及啓発活動を積極的に推進する。また、応急手当指導者の養成を強力に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の口頭指導を推進する。

加えて、学校においては、中学校、高等学校の保健体育において、止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当について指導の充実を図るとともに、心肺蘇生法の実習や自動体外式除細動器（AED）の知識の普及を含む各種講習会の開催により、教員の指導力の向上を図る。

エ 救急救命士を含めた救急隊員の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における救命処置等）の拡充のため、医師の指示又は指導・助言の下に、救急救命士を含めた救急隊員による救命処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

オ 救急用資機材の整備の推進

救急救命士等がより高度な救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備に努める。

カ 救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救急事象に対応すべく、救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を積極的に推進する。

(2) 救急関係機関の協力関係の確保

救急隊が傷病者を迅速かつ円滑に收容するため、救急医療機関等と緊密な連携・協力関係に努める。

6 被害者支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、かけがえのない生命を絶たれたりする等、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、交通事故被害者のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

交通事故被害者等は、交通事故に係る知識や情報に乏しいことが少なくないことから、広報紙、ホームページの積極的な活用等により交通事故相談活動を広報するとともに、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させる。加えて、必要に応じて各機関の被害者救済事業の情報提供を行う等、交通事故被害者への支援を積極的に推進していく。

《交通事故相談窓口の充実》

○関係援護機関、団体等の連絡協調を促進する。

○広報紙、ホームページ等により交通事故相談活動を広報するとともに、交通事故に

第2章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故の現状と交通安全対策の今後の方向

第10次岐阜市交通安全計画期間中、2件の踏切における死亡事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう）が発生した。ひとたび踏切事故が発生すれば、多数の死傷者が生じるおそれがあるほか、地域の交通に長時間にわたり支障をきたす恐れがある。引き続き、踏切道の立体交差化、構造の改良、その他踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置等の安全対策を推進し、踏切における死亡事故件数ゼロを目指す。

第2節 今後の施策

1 踏切道の立体交差化、構造改良の促進

道路交通量の多い踏切道が連続している地区等については、連続立体交差化等により踏切道の除却を促進する抜本的対策と、構造の改良等による速効対策の両輪による総合的対策を講ずる。

令和2年3月には、名鉄名古屋本線の名鉄岐阜駅から岐南駅までを高架化する鉄道高架化事業が都市計画決定されており、市内13箇所の踏切を除却する本事業の推進により踏切事故の解消を図る。

2 踏切道の統廃合の促進

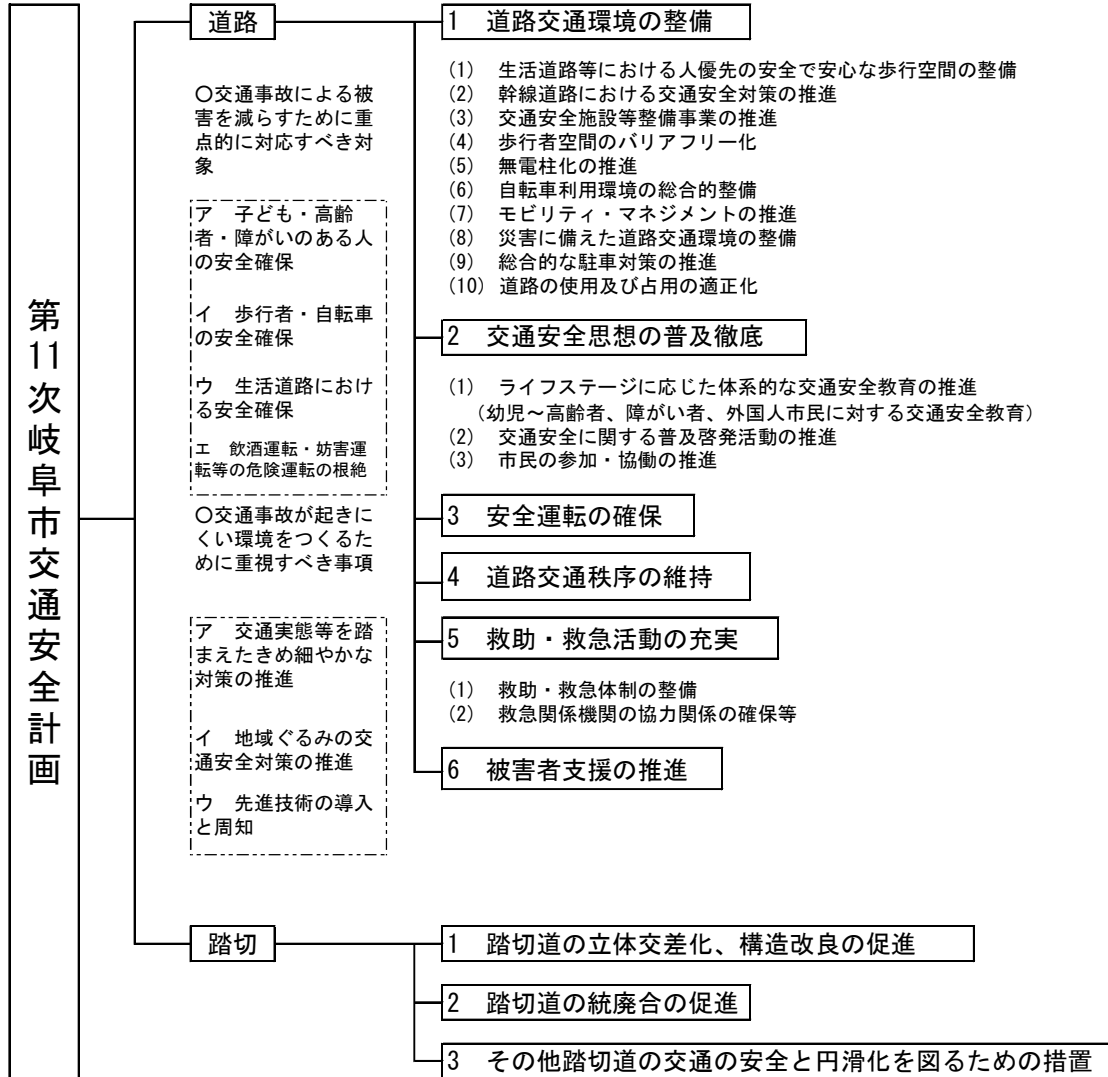
踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて統廃合を促進するとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

第11次岐阜市交通安全計画 体系図



岐阜市交通安全対策会議委員

組織区分	職 名
会長	岐阜市長
1号委員	中部運輸局岐阜運輸支局長
//	岐阜国道事務所長
2号委員	岐阜土木事務所長
//	岐阜県環境生活部県民生活課長
3号委員	岐阜中警察署長
//	岐阜南警察署長
//	岐阜北警察署長
//	岐阜羽島警察署長
4号委員	岐阜市企画部長
//	岐阜市福祉部長
//	岐阜市都市建設部長
//	岐阜市基盤整備部長
//	岐阜市市民生活部長
//	岐阜市子ども未来部長
5号委員	岐阜市教育長
6号委員	岐阜市消防長